

令和2年6月

保護者様

大阪市立東中浜小学校
校長 栄西 敏記

緊急時の下校の仕方について

初夏の候、保護者の皆様におかれましてはご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では大阪府教育委員会の「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」等を踏まえ、「緊急時の下校の仕方について」を作成しております。緊急時に児童を保護者のもとに安全にお渡しするために、以下の内容についてご理解のうえ、ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校が保護者等へ児童の引き渡しを行う場合について

(1) 授業時間帯に以下の事案が起きた場合

- ・ 地震で大阪市において震度5弱以上の揺れがあった場合
- ・ 地震等災害の影響で、電車等の公共交通機関や交通信号機が停止した場合
- ・ 学校が火災及び校舎崩壊、不審者侵入等で児童に危険が及ぶと考えられる場合
- ・ 南海トラフ等大規模地震発生が予告され緊急避難が必要となった場合

(2) 学校からの連絡について

- ・ 学校安心メール及び学校ホームページを使い、保護者・地域に引き渡しをお知らせします。(ただし、大阪市のいずれかの地域において震度5弱以上の揺れが観測された場合、学校からの連絡がなくても児童の引き取りをお願いします。この際、学校への電話連絡は行わないでください。)
- ・ 警察署、見守りボランティア、PTA会長又は役員にできる限りお知らせします。
- ・ 学校は、所定の避難場所(体育館)において児童の引き渡しを完了するまで確実にを行います。

(3) 保護者の対応について

- ・ 引き取り者は、学校の児童の迎えについては徒歩でお願いします。自転車、自動車等の使用はご遠慮ください。引き取り者とは保護者、または「東中浜小学校 緊急時引き渡しカード」において保護者が登録した代替りの者(以下「引き取り登録者」とします)とします。
- ・ **体育館にて**、引き取り者へ児童の引き渡しを行います。
※保護者、または引き取り登録者以外への引き渡しはできません。

2 一斉下校が行われる時

(1) 授業時間帯に、特別警報、暴風警報、暴風雪警報の発表や大地震の発生及び河川氾濫の避難準備・高齢者避難、避難勧告、避難指示「警戒宣言」があった場合

- 「東中浜小学校 緊急時引き渡しカード」に、記入いただいた「一斉下校時の対応」に基づき、対応します。
- ・ 「保護者在宅のため下校させてください」に○印のある児童は、地区別班ごとに地区別班担当職員と通学路を通り下校をします。
地区別班担当職員は、一斉下校解散場所まで見送りをを行います。
- ・ 「一斉下校解散場所で、引き取り登録者に引き渡してください」に○印のある児童は、地区別班ごとに地区別班担当職員と通学路を通り下校し、一斉下校解散場

所で、引き取り登録者に受け渡します。

※ 一斉下校ルートは、別添地図を参照してください。

- ・ 「学校で保護者または引き取り登録者が引き取ります」に○印のある児童は、所定の場所に集め、引き取り者に引き渡しをします。

(2) 学校からの連絡について

- ・ 学校安心メール及び学校ホームページを使い、保護者・地域に一斉下校をお知らせします。
- ・ 警察署、見守りボランティア、PTA会長又は役員にお知らせします。

(3) 保護者の対応について

- ・ 保護者は、学校安心メール及び学校ホームページを見て、「緊急時引き渡しカード」において下校を選択しているが、帰宅させては困る場合、必ず学校に連絡をお願いします。
- ・ 引き取り登録者は、一斉下校解散場所で待機し、児童の引き取りをお願いします。また、万が一、家に入れない児童を見かけた場合は、学校に連絡をお願いします。
- ・ 引き渡しを選択されたご家庭の児童を、体育館にて、保護者または引き取り者へ児童の引き渡しを確実にを行います。

3 学年ごとの下校が行われる時

(時間割に従い、学年の下校が異なります)

(1) 地域に不審者及び強盗事件等が発生したが、安全が確保されたと判断された場合

- ・ 児童は学年ごとに一斉に下校します。その場合、地区別に集団で下校します。

(2) 学校からの連絡について

- ・ 学校安心メール及び学校ホームページを使い、保護者・地域に下校時間をお知らせします。
- ・ 見守りボランティアの方に連絡をします。

4 登下校中に震度5弱以上の地震等が発生した場合

(1) 児童は、学校または家の近い方に向かいます。また、危険を伴う場合は、「子ども110番の家」等に避難します。

(2) 学校からの連絡について

- ・ 学校は、通学路を確認して児童の安否確認を行います。安否確認の結果または途中経過を学校安心メール及び学校ホームページで保護者に連絡します。
- ・ 学校に戻った児童について、保護者等へ児童の引き渡しを行います。
- ・ 安否確認のできない児童がいる場合は、保護者に電話等で確認を行います。電話での確認ができない児童には、担任が家庭訪問して安否の確認を行います。

(3) 保護者の対応について

- ・ 児童の安否確認のできない保護者は、学校に確認（引き取り）をお願いします。

一斉下校ルート

